

修了要件

【京都情報大学院大学学則より抜粋】

第4章 課程修了の認定

(修了条件)

- 第9条 専門職学位を得ようとする者は、専門職学位課程に2年以上在学し、カリキュラムに沿った履修方法によって科目を履修し、44単位以上修得しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、本学大学院学生の過去の学習歴を吟味して、所定の単位数を減免、または追加して修業年限を決定できるものとする。このような措置によって決定された修業年限の下限は1年とする。

(修了の認定)

第10条 課程修了の認定は、大学院委員会においてこれを審議し、学長が決定する。

【京都情報大学院大学学位規程より抜粋】

(修了要件)

- 第5条 専門職学位課程の修了には、以下の3つの要件をすべて満たすことが必要である。
- 1 定められた修了年限を全うすること（標準：2年）
 - 2 定められた必要単位数を修得すること（標準：44単位以上）
 - 3 カリキュラムに沿った履修方法によって科目を履修し、必要単位を修得していること

(審査方法)

第6条 大学院委員会は、前条の要件を満たしたものに対して、総合的な審査を行い、出席者の3分の2以上の同意をもって合否判定案を作成する。